

● 定年延長・再雇用時の退職金について

No.	方針	支払時期	60歳	(61～)65歳	所得区分	補足
1	定年延長 または廃止 (勤務延長)	(規程上定年延長しているが) 旧定年年齢で支払い	★	—	・退職所得 ・給与所得 (※)	・規程変更前に採用していた職員は「退職所得」扱い ・(※) 規程変更後に採用した職員は「給与所得」となる可能性があり ▶ ただし、規程内容等によるため税務署へ要相談
2	↓	新定年年齢で支払い (新定年年齢前の自己都合退職も含む)	—	★	退職所得	
3	再雇用制度 ※ 旧定年時に雇用契約が 一旦切れる場合	定年時に支払い (再雇用時は加入しない)	★	—	退職所得	
4	↓	定年時に支払い + 再雇用時に再加入する	★	●	退職所得 (※)	・(※) 短期退職手当等に該当する場合あり(定年後5年以内の退職時) ▶ 共済会の制度のみでは該当しない事例がほとんど
5	↓	定年時には支払わず、 再雇用期間も継続加入した後の 最終退職時に支払い	—	★ (+●)	退職所得	・医療機関の制度は「継続加入」として対応可能 ・医療機関を定年時に清算した場合、再雇用後の最終退職までの期間によつては退職所得控除額の計算が複雑になることがあります(医療機関退職後4年以内に退職金請求をする場合)
6	↓	定年時には支払わず、 再雇用期間を含めないで最終退職 時に定年時の金額のみ支払い	—	★	退職所得	・退職金の請求時効(退職日から5年間)に注意 ・原則として未請求扱いにはできないため、法人側で受け入れが必要

※ 定年年齢(旧定年)を60歳、新定年年齢および再雇用終了時の年齢65歳と仮定しています

※ ★：正職員分 ●：再雇用分